

# 規制の事前評価

～ より良い規制の策定に向けて～

行政監視委員会調査室 うめだ やすひと  
梅田 靖人

## 1. はじめに

規制は、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課するものである。したがって、規制の事前評価を行い、その結果を公表することにより、規制の質の向上を図るとともに、利害関係者のみならず、規制について広く国民の理解を得ることは重要であると考えられる。

アメリカやイギリスなどでは、1980年代から規制改革の取組の一環として規制影響分析（Regulatory Impact Analysis）又は規制影響評価（Regulatory Impact Assessment）（以下総称して「RIA」という。）の手法が制度化されてきた。

RIAは、規制の新設や改廃に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法であり、その結果において国民や事業者への説明責任を果たすというものである。

近年、OECD加盟国においてもRIAの導入が急速に進んできており、2005（平成17）年の時点では、加盟30か国中、25か国でRIAが導入され、今や世界的なルールとなりつつある。

我が国では、2007（平成19）年3月の「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成13年政令第323号）（以下「施行令」という。）の一部改正によって、同年10月1日から、各行政機関は規制の新設や改廃の際には、規制の事前評価を実施することが法令上義務付けられることとなった。

以下、規制の事前評価の義務化に至るまでの動きや総務省により示されている標準的な手法等について整理することとしたい。

## 2. 規制評価を取り巻く状況

### （1）規制の事前評価の義務化に向けた動き

我が国における政策評価制度は、2002（平成14）年4月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）（以下「評価法」という。）が基本となっており、第9条<sup>1</sup>において、研究開発、公共事業、政府開発援助を実施することを

---

1 評価法第9条

行政機関は、その所掌に関し、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。

一 当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること。

二 事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていること。

目的とする政策等については事前に費用と便益を予測して示すことが義務付けられている。そして、その範囲は施行令第3条<sup>2</sup>によって定められているが、規制に関しては、施行令改正以前は義務付けられていなかった。

これは、評価法第9条において、各行政機関が事前評価を実施しなければならない要件として、事前評価の方法が開発されていることを規定しており、規制に関しては、評価法が施行された当初、我が国においていまだ十分な評価実績が存在せず、評価手法が確立されているとは言い難い状況にあったため対象外とされたからである。

一方で、この評価法に基づく「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月閣議決定)(以下「基本方針」という。)において、国民生活、社会経済に相当程度の影響を及ぼすものや政策がその効果を発揮するまでに多額の費用を要すると見込まれるもの、その中でも特に規制については、政策評価に必要な情報・データの収集を進め、積極的に実施に向けて取り組むとの方針が示された。

そして、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月閣議決定)において、RIAの手法が、すべての規制の新設・改正時に用いられるべきであるとして2004(平成16)年度から試行的に実施することとし、評価手法が開発された時点において、評価法の枠組みの下で義務付けを図ることが決定された。2004(平成16)年8月には、「規制影響分析(RIA)の試行的実施に関する実施要領」(内閣府規制改革・民間開放推進室)

---

## 2 施行令第3条

法第9条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。ただし、事前評価の方法が開発されていないものその他の事前評価を行わないことについて相当の理由があるものとして総務大臣並びに当該政策の企画及び立案をする行政機関の長(法第2条第1項第2号に掲げる機関にあっては内閣総理大臣、同項第4号に掲げる機関にあっては総務大臣)が共同で発する命令で定めるものを除く。

- 一 個々の研究開発(人文科学のみに係るものを除く。次号において同じ。)であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策
- 二 個々の研究開発であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策
- 三 道路、河川その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業(施設の維持又は修繕に係る事業を除く。次号において単に「個々の公共的な建設の事業」という。)であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策
- 四 個々の公共的な建設の事業であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策
- 五 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力(条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設(船舶を含む。)の整備(当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。)を目的として行われるものに限る。)であって当該資金供与の額が10億円以上となることを見込まれるもの及び有償の資金供与による協力(資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものであって、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第23条第2項第1号の規定に基づき外務大臣が定める者)に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付けるものに限る。)であって当該資金供与の額が150億円以上となることを見込まれるものの実施を目的とする政策

(以下「実施要領」という。)により、R I Aの分析項目<sup>3</sup>など試行的実施のための基本的な方針が示され、同年10月から各府省において試行されることとなった。

その後、規制改革・民間開放推進会議による「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」(平成16年12月)や、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改訂)」(平成17年3月閣議決定)において、それぞれR I Aの早期の義務化に向けた取組を進めるべき旨の決定等がなされた。さらに、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改訂)」(平成18年3月閣議決定)では、各府省は引き続きR I Aの試行を積極的に実施し、総務省はその実施状況の把握・分析を通じて2006(平成18)年度中に評価法の枠組みの下でR I Aを義務付けるために必要な措置を講ずることとされた。これを受け、2007(平成19)年3月に施行令の一部改正<sup>4</sup>が閣議決定され、同年10月から規制の事前評価の義務付けが開始されることとなった。

## (2) R I Aの試行的実施状況

上記のとおり、R I Aは、2004(平成16)年10月から義務化前の2007(平成19)年9月末までの3年間、試行的に実施された。そして、その状況について総務省が取りまとめを行っている。これによると、3年間で13省庁において247件のR I Aが試行的に実施されている。(図表1、2)

客観的な分析によって効率性等の観点から評価を行うためには効果面及び負担面についての影響をできる限り定量化することが望ましい。実施要領においても、期待される効果や想定される負担の分析について、「可能な限り定量化して推計」と明記されている。しかし、総務省が取りまとめた試行的実施状況によると、期待される効果については、定量的に記載されているものが26件(10.5%)、定性的に記載されているものが221件(89.5%)となっており、また、想定される負担についても、定量的に記載されているものが23件(9.3%)、定性的に記載されているものが184件(74.5%)と、定量的に計測しているものの割合は極めて低い状況となっていた。

---

### 3 「規制影響分析(R I A)の試行的実施に関する実施要領」におけるR I Aの分析項目

規制の内容・目的

期待される効果(可能な限り想定され得る効果を定量化し推計)

想定される負担(可能な限り想定され得る負担を定量化し推計)

想定できる代替手段との比較考量(想定できる代替手段を提示し、規制案と比較考量)

備考(有識者の見解等)

レビューを行う時期(当該規制の施行後5年を超えない期間を設定)

### 4 施行令第3条に6号が追加された。

六 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制(国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用(租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の総務省令で定めるものに係る作用を除く。)をいう。以下この号において同じ。)を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更(提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして総務省令で定める変更を除く。)をすることを目的とする政策

図表1 R I Aの対象とした法令別の試行的実施状況

単位：件（％）

| 府省名         | 実施件数 | R I Aの対象とした法令のレベル |            |            |            |
|-------------|------|-------------------|------------|------------|------------|
|             |      | 法律                | 政令         | 省令         | 告示等        |
| 公正取引委員会     | 3    | 3 (100%)          | -          | -          | -          |
| 国家公安委員会・警察庁 | 23   | 18 (78.3%)        | 5 (21.7%)  | -          | -          |
| 金融庁         | 3    | -                 | 3 (100%)   | -          | -          |
| 総務省         | 19   | 10 (45.5%)        | 4 (18.2%)  | 5 (22.7%)  | 3 (13.6%)  |
| 法務省         | 8    | -                 | -          | 5 (62.5%)  | 3 (37.5%)  |
| 外務省         | 1    | 1 (100%)          | -          | -          | -          |
| 財務省         | 1    | 1 (100%)          | -          | -          | -          |
| 文部科学省       | 12   | 2 (11.1%)         | 6 (33.3%)  | 10 (55.6%) | -          |
| 厚生労働省       | 11   | 7 (63.6%)         | 4 (36.4%)  | -          | -          |
| 農林水産省       | 37   | 31 (83.8%)        | 6 (16.2%)  | -          | -          |
| 経済産業省       | 50   | 2 (3.4%)          | 9 (15.3%)  | 37 (62.7%) | 11 (18.6%) |
| 国土交通省       | 27   | 25 (92.6%)        | 2 (7.4%)   | -          | -          |
| 環境省         | 52   | 38 (73.1%)        | 14 (26.9%) | -          | -          |
| 計           | 247  | 138 (52.1%)       | 53 (20.0%) | 57 (21.5%) | 17 (6.4%)  |

- (注) 1 「R I Aの対象とした法令のレベル」欄の( )書きの数値は、R I Aの対象とした法令の構成比（法律、政令、省令及び告示等が占める割合）を府省別に示したもの  
 2 R I Aの対象とした法令のレベルが複数のレベルに該当するもの 18 件  
 (出所) 総務省行政評価局公表資料より

図表2 試行的実施の例

| 部局名               | 規制の名称等  | 規制の目的・内容   | 想定される効果の内容  | 想定される負担の内容  | 代替手段との比較  |
|-------------------|---|--|---|---|---|
| 消防庁<br>危険物<br>保安室 | 危険物地下<br>貯蔵タンク<br>(二重殻タンク等を除く)<br>に係るタンク専用室以外<br>の設置方法の廃止 | 【目的】地下に埋設する危険物タンクについては、コンクリート等により造られたタンク専用室内に設けることが原則とされているが、一定の条件により、当該タンク専用室の省略が認められている。<br>しかし、近年、省略した地下貯蔵タンクにおける危険物漏えい事故が増加傾向にあることから、安全性の向上を図る。<br>【内容】地下貯蔵タンクに係るタンク専用室の省略を禁止するため、危険物の規制に関する政令に所要の改正を行う。 | 危険物の漏えい等の危険性（事故発生率）がさらに低減する。<br><br>(参考)<br>過去5年間（平成10年～14年）の施設1万件あたりの年間事故発生率<br>・タンク専用室または二重殻タンクに設置したもの : 0.00<br>・タンク専用室以外の方法で設置したもの : 0.34 | 設置工事費の増加<br>タンク室省略工事と比較して、概ね、タンク室設置工事は1.5～2.0倍、二重殻タンクは1.05倍～1.2倍の工事費が必要となる。<br>(設置費用の例)<br>・二重殻タンク 約550万円<br>・専用タンク室設置地下貯蔵タンク 約750万円<br><br>点検コストの低減<br>設置30年後までの点検コスト<br>・二重殻タンク 30万円<br>・二重殻タンク以外 100万円 | 代替手段としては、現状維持があるが、タンク専用室省略基準を廃止することは、事故発生防止上、危険物の漏えい拡散量抑制上、さらに今後の維持管理に係る負担などを考慮すれば、十分効果のあることと料する。 |

(出所) 総務省行政評価局公表資料より作成

また、R I Aの実施時期について、実施要領では、法律の制定・改廃により設定・改廃される規制に関しては、当該法律の公布（廃止）時までに行わなければならないとしつつも、できる限り当該法律案の国会提出時までに行うことが望ましいとしている。試行的実施状況では、法律案作成後、国会提出時までが 56 件（41.5%）、法律案の国会提出以降、公布までが 77 件（57.0%）となっており、早期に実施したものの割合は半数以下にとどまっていた。

### （３）R I Aの諸外国での実施状況

諸外国における規制の評価制度は、前述のとおり 1980 年代から始まってきており、R I Aを実施するに当たっては、その分析手順、方法等を示したガイドラインが整備されている。ただし、R I Aの実施を義務付ける対象となる規制の範囲は、それぞれの国によって規制の定義や範囲が違いため異なる。また、すべての規制についてR I Aが実施されているわけではない。

図表 3 諸外国におけるR I Aの実施状況

|              | アメリカ  | イギリス  | カナダ   | オーストラリア   | ニュージーランド  |
|--------------|---|---|---|---|---|
| 評価制度導入の経緯    | レーガン政権において、景気回復を目指すための規制緩和・削減政策の一つの手段として 1981 年に大統領令 12291 で RIA を示したのが現制度の原型 | 1980 年代から、規制の政策評価に関する自主的実施事例あり                      | 1978 年、財務委員会により、健康・安全・公平性に関連する主要な規制に対する社会経済的影響分析が義務付け | 1995 年、連邦・準州政府が「競争力原則」についての合意に署名。競争制限を及ぼす全法令について、費用と便益のバランスの観点等から、1996 年までに見直し計画策定、2000 年までに見直し | 1995 年から、規制の「遵守費用分析」を義務付け                           |
| レビュー         | 行政管理予算庁（OMB）<br>Office of Management and Budget                               | 内閣府（CAO）<br>Cabinet Office                          | 枢密院事務局（PCO）<br>Privy Council Office                   | 生産性委員会（PC）<br>Productivity Commission   | 経済開発省（MED）<br>Ministry of Economic Development      |
| メタ評価         | 会計検査院（GAO）<br>General Accounting Office                                       | 会計検査院（NAO）<br>National Audit Office                 | 内閣財務委員会事務局（TBS）<br>Treasury Board Secretariat         | 生産性委員会（PC）  | -   |
| プログラム評価      | 会計検査院（GAO）  | より良い規制タスクフォース（BRTF）<br>Better Regulation Task Force | -   | -   | -   |
| R I A ガイドライン | 行政管理予算庁通達 A-4（OMB, 2003）  | より良い政策策定 - RIA ガイド -（CAO, 2003）                     | 規制プログラムに関する費用便益分析ガイド（TBS, 1995）                       | 規制ガイド（PC, 1998）   | RIS (Regulatory Impact Statements) 準備ガイド（MOC, 1999） |

（出所）規制に関する政策評価の手法に関する研究会『規制に関する政策評価の手法に関する調査研究報告書』（平成 16 年 7 月 22 日）より作成

R I Aを実施する体制としては、規制の質や評価の質の向上を図るため、規制を所管する府省によるR I Aの実施途上において、評価制度を所管する府省横断的な役割を持つ機関によって、R I Aの内容と質を検証する「レビュー」が行われている。また、規制制定後には、各府省により実施されたR I Aの結果から得られた教訓を統合したり、評価の評価を通じて質の改善を行ったりするための「メタ評価 ( Meta-evaluation )」や、規制の導入から一定期間経過後に規制の遵守状況や有効性等について評価する「プログラム評価」を実施している国もある。( 図表 3 )

### 3 . 規制の事前評価の実施に関するガイドライン

#### ( 1 ) ガイドラインの作成

2007 ( 平成 19 ) 年 3 月の施行令の一部改正の閣議決定と同日、基本方針の一部変更について閣議決定が行われている。この中で、規制の事前評価については、その実施が義務付けられている規制以外のものについても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。また、総務省は、政策評価各府省連絡会議における連絡・協議を経て、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」( 以下「ガイドライン」という。 ) を策定することが新たに加えられた。そして、これを受け同年 8 月にガイドラインは策定された。

ガイドラインは、規制の新設又は改廃の際に、規制の事前評価を円滑かつ効率的に実施するために、規制の事前評価の内容、手順等の標準的な指針を示すものである。

#### ( 2 ) 規制の事前評価の方法

規制の事前評価は、規制によって発生する効果や負担を予測し、それを評価するものである。評価の実施に当たっては、規制の新設又は改廃の可否や規制の具体的な内容やその程度についての検討に資するとともに、その検討内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、その過程で充実したデータや情報が収集されることが重要である。

規制の事前評価の方法について、ガイドラインに示された主な内容を示すと次のとおりである。

##### ア 評価の対象

規制の事前評価の対象は、施行令第 3 条第 6 号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策である。

評価の対象外となるものとしては、 国の行政機関、公務員、矯正・留置施設に収容・留置されている者、外国人などにのみ適用される規定等「国民」に対する作用ではない規定、 犯罪及びこれに対する刑罰を一体として定める規定等「権利を制限し、又は義務を課する」作用ではない規定、 行政サービス提供の対価としての手数料の規定等社会通念上その作用の性質が規制の事前評価を行うのにふさわしくない規定等がある。

## イ 分析及び評価の内容

### (ア) 規制の目的、内容及び必要性

現在の制度や政策体系はどのようになっているのか、また、問題点の発生原因は何かなど、現状及び問題点を具体的に分かりやすく説明するとともに、規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性を説明する。

必要性とは、「行政関与の在り方に関する基準」(平成8年12月行政改革委員会)基本原則Aにおいて、民間ができるものは民間にゆだねることが原則とされていることを踏まえ、単に施策のニーズがあるという説明だけではなく、民間ではできない、民間に任せると問題が生じるといった、民間の活動だけでは不十分な理由を説明する必要がある。

### (イ) 費用及び便益の分析

#### a ベースライン

費用及び便益を評価する場合、何らかの比較・対照を行う対象を想定する必要がある。この比較対象を「ベースライン」として設定する。

ベースラインは、「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」とされており、当該規制がない場合を最も的確に示すものでなければならない。適切なベースラインの設定には、市場環境の変化、予想される費用及び便益に影響を与える外部要因の変化、他の規制の変更等を考慮する必要がある。

#### b 費用及び便益の各要素の分析

規制の新設又は改廃によって、発生又は増減することが見込まれる具体的な費用及び便益の要素を可能な限り列挙し、各要素について、費用を負担する主体又は便益を受ける主体を示すとともに、各要素の発生過程を説明する。

また、費用及び便益は、可能な限り定量化又は金銭価値化して示し、それらができない場合には定性的に分かりやすく説明する。

この定量的又は定性的に予測することは、規制の事前評価において最も中心的な部分であるが、不確実な要素を用いて予測することは極めて困難である。しかし、定量的な予測が困難な場合であっても、影響の種類を列挙して何が重要であるかを見極めたり、推定値を厳密に特定することが困難な場合であっても、ある程度の範囲を示したりすることが可能であることもあり得る。また、過去に実施されたものや、欧米で実施されたものなどの類似の事例を参照するなど、あらゆる方法を検討してみる必要がある。

#### c 費用要素の区分

##### (a) 遵守費用

規制を遵守するために、国民や事業者等が支払う手数料や課徴金といった直接的な金銭支払、設備投資費用、ランニングコスト、書類の作成や情報収集等のための事務作業費用である。これらは金銭的な支出を伴うものであり、定量化を行いやすい。規制を受ける国民や事業者にとって最も関心のある費用であり、十分な検討を行う必要がある。

(b) 行政費用

規制の導入に要する費用や規制導入後に要する費用であり、規制主体側が負担する諸経費である。費用要素としては、担当部署における一般的な管理費、モニタリングや報告徴収の費用、執行のための費用、場合によっては訴訟等の費用も含まれる。行政が関与することの適否の判断や継続的に必要となる費用が明確になるなど、評価のために重要な情報となる。

(c) その他の社会的費用

規制を直接受ける者以外に大きな影響が見込まれるなど、広く社会経済全体や環境等に与える影響であり、これらについても考慮する必要がある。

(ウ) 費用と便益の関係の分析等（事前評価の結果）

規制の事前評価の結果、規制によって得られる便益が、規制によってもたらされる費用を最も上回る規制が採択されるべきあり、その分析を行うための代表的な手法として次の三つがある。

a 費用便益分析

規制の事前評価の主要な分析手法とされており、費用と便益を金銭価値化し、便益から費用を差し引いた純便益、便益を費用で除した便益費用比の大きさによって規制案を分析するものである。これを式で表すと次のようになる。

$$\text{純便益} = B - C = \frac{B}{(1+r)^n} - \frac{C}{(1+r)^n}$$

$$\text{便益費用比} = B \div C = \frac{B}{(1+r)^n} \div \frac{C}{(1+r)^n}$$

B：便益            C：費用            r：割引率<sup>5</sup>            n：評価対象年数

純便益が大きくなるほど望ましく、その規制は社会にとってプラスの価値があることになる。

費用便益分析は、金銭価値化しているため明確な判定が行え、複数の施策について比較が可能であるなどのメリットがある。一方で、すべての費用や便益が金銭価値化できないこと、使用するデータや費用・便益の項目などの要素を変えることで異なる結果が生じ得ることなどのデメリットがある。したがって、費用便

5 通常、費用及び便益は異なる時期に発生するため、様々な年に発生する費用と便益をすべて基準年の価格に割り引いて、現在価値に換算する。

費用は、将来発生する方が現在発生するよりも好ましく、便益は、その逆となる。このような場合、費用及び便益を単純に足し合わせることは誤解を生じさせる。将来の時点で発生する費用や便益は、現時点で発生するものに比べ価値が小さくなるため、割引率を用いて現在価値に割り引く。



益分析を用いる場合、結果のみによるのではなく、分析の前提条件、使用するデータ、定性的な要因なども十分吟味し、明示する必要がある。

#### b 費用効果分析

一定の定量化された便益（効果）を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析するものである。

$$\text{費用効果比} = C \div E = \frac{C}{(1+r)^n} \div \frac{E}{(1+r)^n}$$

C：費用      E：効果      r：割引率      n：評価対象年数

上記の式により「1単位当たりの効果を得るための費用」が計算でき、この値の小さいものが望ましい。

定量的な予測が可能であり、金銭価値化が困難な場合に有用である。施策間の比較は、効果が同様の単位によって示される代替案との場合などは容易に行えるが、目的が異なる施策間においては難しい。また、費用効果分析を用いる場合も分析の前提条件、使用するデータ、定性的な要因なども十分吟味し、明示する必要がある。

#### c 費用分析

便益が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに便益の方が費用より大きい場合に、便益の詳細な分析を行わず、費用を中心に分析するもので、費用が最小となる案が最も望ましいということになる。

#### (エ) 代替案との比較

想定できる代替案を提示して、上記(ウ)に掲げる分析を行い、比較考量を行う。これにより、評価の初期段階においては、規制の採択の検討に際し有用な情報を提供することができ、その後においては、採択することとした規制案が、他の案に比べて優れたものであることについての国民への説明責任を果たすことができる。

また、代替案の費用及び便益についても、ベースラインと比較を行い、当該案と代替案の比較考量の結果を分かりやすく示す。

#### (オ) 有識者の見解その他関連事項

規制の新設又は改廃の案や分析内容について、審議会での検討結果や有識者の見解がある場合は明示する。

#### (カ) レビューを行う時期又は条件

規制の新設又は改正が、社会経済情勢に照らしてなお適切であるか否かの判断を行う時期・条件について明示する。

#### 4．より良い規制の策定を図るために

##### (1) 早期に実施

規制の事前評価は、評価を行うことにより、規制案の改善等、規制の質の向上を図り、意思決定を行う際の基礎的な情報となり、利害関係者とのコミュニケーションツールとして使用できてこそ意味を成すものである。

したがって、規制案が確定してからの評価は、説明責任を果たすという意味は持つであろうが、代替案との比較検討が十分行われないなど、単に形式的なものとなったり、また、規制案を正当化する目的のために行われたりすることが考えられるなど、本来の規制の事前評価の意義が発現されているとは言い難いものとなってしまおうおそれがある。

単純に考えれば、最も良い規制を策定することが求められている。そのためには、規制案の発想から確定に至る一連の過程の中で、できるだけ早期に評価を開始する必要がある。

##### (2) 定量的評価

規制の事前評価は、不確実な要素を用いての予測であり、導き出される答えもまた不確実性が伴う。費用及び便益を定量化又は金銭価値化して分析を行うにしてもデータのすべてを入手できない場合もある。早期に評価を開始しようとするほどその傾向は大きいと思われる。そのため、規制が施行された後に違った結果となった場合には、批判を受けることも考えられ、定量的に評価を行うことがかえってリスクを内包してしまうことにもなりかねない。

しかし、規制の事前評価においては、その不確実であることを明確に示した上で、様々な議論を行うことが求められており、それらのリスクを避けるために定性的なあいまいな表現で結果を示すことは避けるべきである。

前述のとおり、我が国で評価法が施行されたのが 2002（平成 14）年、規制の事前評価が義務付けられたのが 2007（平成 19）年からと、政策評価に関して我が国は後発国である。規制の事前評価は、欧米では既に 20 年来の実績があり、その間、そして現在も試行錯誤は繰り返されている。特に、定量化や金銭価値化に関しては、実務経験上のノウハウが蓄積できてきていることなどにより、更に重視されてきている。

我が国は後発がゆえにそのノウハウを取り入れるなど学ぶべき材料は豊富にあると言え、その上で独自の事例を積み重ね、評価能力を高めていくことで、より良い規制を策定する能力が培われていくことになる。

##### (3) 評価の信頼性

最近、食の安全性についての問題が報じられることが多い。根本にあるのは信頼である。消費者は信頼しているからこそ、裏切られたときのショックは大きく、その大きさがそのまま報道の大きさ、多さとなっていると思われる。そして、その失った信頼を取り戻すことは非常に困難である。

この図式は、当然のことではあるが、この問題に限らずすべてのことに当てはまる。規

制の事前評価においても評価への信頼が揺らぐようなことがあっては元も子もない。そのためにも、評価書等にできるだけ多くの情報を公表し、第三者によるチェックが容易に可能となるようにするなど、評価自体の客観性と透明性を確保する必要がある。また、諸外国に見られるようなメタ評価等規制制定後におけるチェック体制の整備も今後必要である。

## 5 . おわりに

規制の事前評価は、政策評価制度の中で相当の準備期間を経て制度化された。国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課する規制について、その妥当性を考えるために事前に評価を行うことは当然であり、政策評価制度における進歩であることは間違いない。しかし、このような制度面での充実を図る一方で、その政策評価制度自体が「効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の諸活動について国民に説明する責務を全うする」という評価法の目的を達成しているのかどうか検証してみる必要があるのではないだろうか。

これまで規制の事前評価は制度導入後 2008（平成 20）年 3 月末までの半年間で 100 件以上が実施されており、今もその数は順調に増え続けている。制度の目的達成度を常に検証する努力を怠れば、膨大な時間と労力を費やして行われるこれらの作業は、単なる行政の無駄にしかならないおそれさえある。そうならないためにも、今後は、特に国民サイドの視点に立った制度運用が重要であると考えらる。

### 【参考文献】

規制に関する政策評価の手法に関する研究会『規制に関する政策評価の手法に関する調査研究報告書』（平 16. 7）

規制の政策評価に関する研究会『規制の政策評価に関する研究会最終報告』（平 19. 9）

政策評価各府省連絡会議承認『規制の事前評価の実施に関するガイドライン』（平 19. 8）

総務省『規制影響分析（R I A）の試行的実施状況について』（平 17. 6）

総務省『規制影響分析（R I A）の試行的実施状況』（平 18. 10）

総務省『規制影響分析（R I A）の試行的実施状況』（平 19. 10）